

香川県警察本部告示第1号

道路交通法実施規程及び香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月10日

香川県警察本部長 千野啓太郎

道路交通法実施規程及び香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部を改正する規程 (道路交通法実施規程の一部改正)

第1条 道路交通法実施規程(平成12年香川県警察本部告示第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(四肢体幹障害者等に係る免許の条件) 第32条 略 <u>2 免許に条件を付されている者から当該条件の解除又は変更の申請があつた場合は、所要の審査を行い、その可否を判断するものとする。</u>	(四肢体幹障害者等に係る免許の条件) 第32条 略
(技能試験、技能検査及び技能再試験のコースの設定) 第38条 略	(技能試験、技能検査及び技能再試験のコースの設定) 第38条 施行規則第24条第1項に規定する技能試験(以下「技能試験」という。)、施行規則第18条の2の3第1項に規定する技能検査(以下「技能検査」という。)及び施行規則第28条の2前段に規定する再試験のうち技能に関するもの(以下「技能再試験」という。)のコースは、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、別表第3に定める課題設定基準に基づき、それぞれ当該各号に定めるところにより設定するものとする。 (1) 大型自動車免許(以下「大型免許」という。)、大型自動車第二種免許(以下「大型第二種免許」という。)、大型自動車仮免許(以下「大型仮免許」という。)、中型自動車免許(以下「中型免許」という。)、中型自動車第二種免許(以下「中型第二種免許」という。)、中型自動車仮免許(以下「中型仮免許」という。)、 <u>準中型自動車免許(以下「準中型免許」という。)、準中型自動車仮免許(以下「準中型仮免許」という。)</u> 、普通自動車免許(以下「普通免許」という。)、普通自動車第二種免許(以下「普通第二種免許」という。)及び普通自動車仮免許(以下「普通仮免許」という。) 課題設定基準がおおむね同等で、かつ、走行順路の異なるコースを3種類以上設定する。 (2) 略
(標準試験車)	(標準試験車)

第40条 略

免許の種類	車体の大きさ等				装置等	
	自動車の区分	長さ	幅	軸距		
略						
中型免許及び中型仮免許						
準中型免許及び準中型仮免許	最大積載量 2,000キログラム以上 4,500キログラム未満の準中型自動車で、前輪輪距が 1.30メートル以上のもの	4.40メートル以上 4.90メートル以下	1.69メートル以上 1.80メートル以下	2.50メートル以上 2.80メートル以下	補助ブレーキを有するものであること。	
普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許	略					
略						

(取消処分者講習の細目)

第47条 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習は、香川県警察本部交通部運転免許課香川県運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）及び法第108条の4第1項に規定する指定講習機関において行うものとする。

第40条 技能試験等において使用する自動車（以下「標準試験車」という。）は、施行規則第24条第6項の表に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる車体の大きさ等で同表の右欄に掲げる装置等を有するものとする。

免許の種類	車体の大きさ等				装置等	
	自動車の区分	長さ	幅	軸距		
略						
中型免許及び中型仮免許						
普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許	略					
略						

(取消処分者講習の細目)

第47条 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）は、施行規則第38条第2項並びに施行細則第87条及び第89条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 受講者が受けようとしている免許の種類に応じ、過去に普通自動車を運転することができる免許を受けていた者及び仮免許を受けている者を対象とする四輪車学級並びにこれらの者以外の者を対象とする二輪車学級を編成して行うこと。

(2) 香川県警察本部交通部運転免許課香川県運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）及び法第108条の4第1項に規定する指定講習機関（以下「指定講習機関」という。）において行うこと。

(3) 次に掲げる取消処分者講習の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者により行うこと。

ア 公安委員会が行う取消処分者講習 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「指定機関規則」という。）第5条第1号から第3号までに掲げる要件に該当し、かつ、法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導（以下「運転適性指導」という。）についての技能及び知識に関し同号に規定する運転適性指導員（以下「運転適性指導員」という。）と同等以上の能力を有する者として警察本部長が指名した者

イ 指定講習機関が行う取消処分者講習 運転適性指導員

(4) 施行規則第38条第2項第3号の自動車等は、四輪車学級においては中型自動車又は普通自動車（危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）、二輪車学級においては普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同号の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器及び夜間視力検査器とすること。

(5) 前号に規定する設備及び施行規則第38条第2項第3号の運転シミュレーターのほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。

ア 敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が施行規則別表第3に定める基準に適合するコース

イ アに掲げるもののほか、取消処分者講習を行うために必要な建物その他の設備

(6) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項	講習方法	講習時間
運転者としての資質の向上に関すること	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義及び面接の方式により、運転免許センター又は指定講習機関（以下この表において「運転免許センター等」という。）	4時間

	<u>の建物において行うこと。</u>	
<u>自動車等の運転について必要な適性</u>	<u>自動車等、運転シミュレーター、運転適性検査器材並びに筆記及び口頭による検査を用い、自動車等を用いる場合にあっては運転免許センター等のコース又は道路において、運転シミュレーター、運転適性検査器材又は筆記及び口頭による検査を用いる場合にあっては運転免許センター等の建物において指導を行うこと。</u>	<u>9時間</u>
<u>備考 グループ別の指導を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第3号に規定する者1人が担当するものとする。</u>		

(停止処分者講習の細目)

第48条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習は、運転免許センターにおいて行うものとする。

(停止処分者講習の細目)

第48条 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習(以下「停止処分者講習」という。)は、施行規則第38条第3項及び施行細則第85条に定めるものほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 運転免許センター及び公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所(法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。以下同じ。)において行うこと。

(2) 運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。)第7条第2項に規定する者であつて、次のいずれにも該当しないものにより行うこと。

ア 運転適性指導について不正な行為をしたため取消処分者講習、停止処分者講習、高齢者講習(法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。以下同じ。)又は違反者講習(同項第13号に掲げる講習をいう。以下同じ。)に係る指導員の職を解任された日から起算して2年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

ウ 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪(イに規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(3) 施行規則第38条第3項第3号の自動車等は、受講者が受けている免許の種類に応じ、中型自動車若しくは普通自動車又は普通自動二輪車若しくは原動機付自転車とし、同号の運転シミュレーターは、受講者が受けている免許の種類に応じ、四輪又は二輪の運転シミュレーターとし、同号の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器及び夜間視力検査器とすること。

(4) 前号に規定する設備及び施行規則第38条第3項第3号の自動車等の構造見本のほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。

ア 敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が施行規則別表第3に定める基準に適合するコース

イ アに掲げるもののほか、停止処分者講習を行うために必要な建物その他の設備

(5) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間		
		免許の保留等の期間が40日未満の者	免許の保留等の期間が40日以上90日未満の者	免許の保留等の期間が90日以上の者
運転者としての資質の向上に関すること並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義の方式により、運転免許センターの建物において行うこと。 教本、自動車等の構造見本、視聴覚教材、ティーチング・マシーン等必要な教材を用い、講義の方式により、運転免許センターの建物において行うこと。	30分	1時間	1時間
		1時間 30分	3時間 30分	4時間 30分

<u>自動車等の運転について必要な適性</u>	<u>運転適性検査器材及び筆記による検査を用い、運転免許センターの建物において指導を行うこと。</u>	<u>3時間</u>	<u>2時間</u>	<u>2時間</u>
	<u>自動車等及び運転シミュレーターを用い、自動車等を用いる場合にあっては届出自動車教習所のコースにおいて、運転シミュレーターを用いる場合にあっては運転免許センターの建物において指導を行うこと。</u>	<u>2時間</u>	<u>2時間</u>	<u>30分</u>
	<u>必要な教材を用い、面接又は討論の方式により、運転免許センターの建物において指導を行うこと。</u>	<u>30分</u>	<u>1時間</u>	<u>1時間30分</u>
<u>考查</u>		<u>30分</u>	<u>30分</u>	<u>30分</u>
<u>備考</u>	<p>1 指導を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。</p> <p>2 免許の保留等の期間が40日未満の者に対する自動車等の運転について必要な適性に係る講習のうち、自動車等を用いて行うものについては、当分の間、これに代えて運転シミュレーターを用いて行うものとする。</p>			

(大型車等講習の細目)

第49条 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習は、公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所（法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所をいう。以下同じ。）において行うものとする。

(大型車等講習の細目)

第49条 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習は、施行規則第38条第4項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うこと。
- (2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教

習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型車講習（施行規則第38条第4項第1号の表の大型車講習をいう。以下同じ。）にあっては大型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、中型車講習（同表の中型車講習をいう。以下同じ。）にあっては中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、普通車講習（同表の普通車講習をいう。以下同じ。）にあっては普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行うこと。

ア 大型車講習にあっては大型免許、中型車講習にあっては中型免許、普通車講習にあっては普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

イ 大型車講習については、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第5条第1項の規定により公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育として公安委員会が認めたものを修了した者で、道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第1項に規定するみなし教習指導員（以下「みなし教習指導員」という。）のうち、同法による改正前の法99条第1項第3号の規定により大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者又は道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）による改正前の法第99条の3第4項の規定により大型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者、中型車講習及び普通車講習については、みなし教習指導員のうち、中型車講習にあっては大型自動車、普通車講習にあっては普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

ウ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型車講習にあっては大型免許、中型車講習にあっては中型免許、普通車講習にあっては普通免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号ロの規定により国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で大型車講習にあっては大型免許、中型車講習にあっては中型

免許、普通車講習にあっては普通免許に係るものを修了した者であつて、次のいずれにも該当しないもの

(ア) 21歳未満の者

(イ) 過去3年以内に法第99条の5第5項に規定する卒業証明書若しくは修了証明書又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第5条に規定する修了証明書の発行に関し不正な行為をした者

(ウ) 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(エ) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪((ウ)に規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(オ) 法第99条の3第5項において準用する法第99条の2第5項第2号又は第3号に該当して法第99条の3第5項において準用する法第99条の2第5項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して3年を経過していない者

(3) 大型車講習にあっては大型自動車(貨物自動車に限る。)、中型車講習にあっては中型自動車(貨物自動車に限る。)、普通車講習にあっては普通自動車を使用(それぞれの車にあっては、大型免許等に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。)及び施行規則第33条第4項第1号亦に規定する運転シミュレーターのほか、大型車講習、中型車講習及び普通車講習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行うこと。

(4) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

ア 大型車講習及び中型車講習

講習事項の区分	講 習 方 法	講習時間
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な	大型貨物自動車、中型貨物自動車又は運転シミュレーターを用い、大型貨物自動車又は中型貨物自動車を用いる場合にあっては道路及び届出自動車教習所のコースにおいて、運転シミュレー	1 時間

	<u>技能</u>	<u>ターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において施行規則第38条第4項第3号の実技訓練（以下この表において「実技訓練」という。）を行うこと。</u>	
	<u>貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な知識</u>	<u>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。</u>	<u>1時間</u>
	<u>夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能</u>	<u>大型貨物自動車、中型貨物自動車又は運転シミュレーターを用い、大型貨物自動車又は中型貨物自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において実技訓練を行うこと。</u>	<u>1時間</u>
	<u>路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能</u>	<p><u>1 大型貨物自動車、中型貨物自動車又は運転シミュレーターを用い、大型貨物自動車又は中型貨物自動車を用いる場合にあっては凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（講習を行う路面の状態により当該施設を用いなくても凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができると認められる場合を除く。）。</u></p> <p><u>2 大型貨物自動車、中型貨物自動車又は運転シミュレーターを用い、大型貨物自動車又は中型貨物自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習</u></p>	<u>1時間</u>

所の建物において実技訓練を行うこと。

備考

- 1 大型車講習にあっては大型自動車を、中型車講習にあっては中型自動車を運転することができる免許を現に受けている者に対するものとする。
- 2 運転シミュレーターによる実技訓練は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の講習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。
- 3 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習については、観察学習（自動車の運転を想定し、他人の運転を観察させることによる講習をいう。以下同じ。）及びコメントアードライビング（受講者が自動車の運転を通じ、見、感じ、又は思った危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる講習をいう。以下同じ。）による講習を行うこと。この場合において、観察学習についてのみ複数教育（自動車の運転に関する実技の講習を自動車により行う場合に、講習指導員が受講者の運転する自動車に他の受講者1人若しくは2人と乗車し、又は講習指導員の運転する自動車に3人以下の受講者を同乗させて指導する方法による講習をいう。以下同じ。）又は運転シミュレーターによる講習を行うことができる。
- 4 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習は、原則として日没後の道路において行うものとする。ただし、これに代えて運転シミュレーターを使用して行うもの又は講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習若しくは届出自動車教習所のコースにおける講習により夜間特有の眩惑、蒸発現象等を認識し、及び理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）で実施することができる。
- 5 4の講習を行うことが困難な場合は、日没に近接した時間に行うことができる。この場合において、講習の一部として運転シミ

ミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑、蒸发现象等を認識し、及び理解させた後、引き続き届出自動車教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う講習方法（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）により実施するものとする。この場合において、講習中に日没となったときは、道路における講習を行っても差し支えないものとする。

- 6 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習を道路において行う場合は、中央分離帯のないコースで行うものとする。
- 7 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習は、道路又は届出自動車教習所のコースにおいて凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。ただし、これに代えて運転シミュレーターを使用し行うもの、スキッドコース若しくはスキッド講習車を使用し行うもの又は講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き、道路若しくは届出自動車教習所のコースにおいて凍結若しくは積雪状態にある路面での走行を行うもの（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）で実施することができる。
- 8 実技訓練を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき、大型車講習にあっては大型免許に係る届出自動車教習所指導員1人が、中型車講習にあっては中型免許に係る届出自動車教習所指導員1人が担当するものとする。ただし、貨物自動車の特性を理解した運転に係るものについては、受講者1名に対し、届出自動車教習所指導員1名が担当するものとする。

イ 普通車講習

講習事項の区分	講 習 方 法	講習時間
<u>普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能</u>	<u>普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において施行規則第38条第4項第3号の実技訓練（以下この表において「実技訓練」という。）を行</u>	<u>1時間</u>

	<p>うこと。ただし、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る講習については、専ら人を運搬する構造の普通自動車を用い、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。</p>	
<u>普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識</u>	<p>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論的方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	1時間
<u>高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）における普通自動車の安全な運転に必要な技能</u>	<p>普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあっては高速自動車国道等において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において実技訓練を行うこと。</p>	1時間
<u>高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な知識</u>	<p>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物において行うこと。</p>	1時間
<u>備考</u>		
<p>1 仮免許を現に受けている者に対して行うものとする。</p> <p>2 普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に係る講習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、普通自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。</p> <p>3 運転シミュレーターによる実技訓練は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の講習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。</p>		

(大型二輪車講習及び普通二輪車講習の細目)

第50条 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習は、公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うものとする。

4 実技訓練を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき普通免許に係る届出自動車教習所指導員1人が担当するものとする。

(大型二輪車講習及び普通二輪車講習の細目)

第50条 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習は、施行規則第38条第5項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うこと。
(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型二輪車講習（施行規則第38条第5項第1号の表の大型二輪車講習をいう。以下同じ。）にあっては大型二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）、普通二輪車講習（同表の普通二輪車講習をいう。以下同じ。）にあっては普通二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型二輪免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行うこと。

ア 大型二輪車講習にあっては大型二輪免許、普通二輪車講習にあっては普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者（大型自動二輪車又は普通自動二輪車をそれぞれ運転することができる免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程でそれぞれの自動二輪車を運転することができる免許に係るものを修了した者であって、前条第2号ウ(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないもの

ウ 普通二輪車講習にあっては、技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成8年国家公安委員会規則第9号）附則第9項の規定により教習指導員資格者証（普自二）とみなされる教習指導員資格者証（自二）の交付を受けた者又はみなし教習指導員のうち道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）による改正前の法第99条第1項第3号の規定により自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者

(3) 大型自動二輪車、普通自動二輪車及び運転シミュレーターのほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。

ア おおむね長円形で、60メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース

イ おおむね直線で、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース

ウ ア及びイに掲げるもののほか、大型二輪車講習又は普通二輪車講習を行うために必要な建物その他の設備

(4) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講 習 方 法	講習時間
<u>大型自動二輪車 又は普通自動二 輪車の運転に係 る危険の予測そ の他の安全な運 転に必要な技能</u>	<u>大型自動二輪車、普通自動二輪車及び 運転シミュレーターを用い、大型自動 二輪車又は普通自動二輪車を用いる場 合にあっては届出自動車教習所のコー スにおいて、運転シミュレーターを用 いる場合にあっては届出自動車教習所 の建物において施行規則第38条第5項 第3号の実技訓練（以下この表におい て「実技訓練」という。）を行うこと。</u>	<u>2時間</u>
<u>大型自動二輪車 又は普通自動二 輪車の運転に係 る危険の予測そ の他の安全な運 転に必要な知識</u>	<u>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、 討論の方式により、届出自動車教習所 の建物において行うこと。</u>	<u>1時間</u>
<p><u>備考</u></p> <p>1 運転シミュレーターによる実技訓練は、届出自動車教習所の建 物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物に おいて行ったのと同等の講習効果があると認められる場合にあつ ては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うこと ができる。</p> <p>2 実技訓練を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループ につき大型二輪免許等に係る届出自動車教習所指導員1人が担当 するものとする。</p>		

第51条 削除

(応急救護処置講習の細目)

第52条 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習（以下「応急救護処置講習」という。）は、施行規則第38条第8項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うこと。
- (2) 第49条第2号、第50条第2号又は第53条の2第2号に規定する者（施行規則第38条第8項第2号に規定する者に限る。）が行うこと。
- (3) 届出自動車教習所の建物その他の設備を使用して行うこと。
- (4) 施行規則第38条第8項第4号の実技訓練は、次により行うこと。

ア 施行規則第38条第8項第3号の模擬人体装置は、次に掲げる基準に適合したものとし、気道確保、人工呼吸及び心臓マッサージ（胸骨圧迫）について受講者の4人に対し大人の全身のもの2体又は大人の全身のもの1体及び大人の半身のもの1体（第二種運転免許に係るものにあっては、乳児の全身のもの1体を加えるものとする。）の割合により用いること。

(ア) 全身の模擬人体装置は、次の機能を有するものであること。

a 気道確保

(a) 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。

(b) 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

b 人工呼吸

(a) 呼き込みを行ったり止めたりすることに応じた胸の動き（上がったり下がったり）が視覚的に確認できること。

(b) (a)の胸の動きが人体を模して滑らかであることが視覚的に確認できること。

(c) 呼き気が逆流しない構造であること。

c 心臓マッサージ（胸骨圧迫）

(a) 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。

(b) 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

(イ) 半身の模擬人体装置は、気道確保、人工呼吸及び心臓マッサージ（胸骨圧迫）の手順を習得することができる機能を有するものであること。

イ 時間は、2時間（第二種運転免許に係るものにあっては、4時間）とすること。

(5) 応急救護処置講習を実施する場合は、次のこと留意し、感染予防

対策に万全を期すこと。

- ア 実習前にうがい及び手洗いを実施させること。
 - イ 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、受講者に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み用具を使用し実施させること。
 - ウ 受講者が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用してできる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。
 - エ 受講時に、顔面又は口周辺から出血がある受講者については、吹き込み実習は控えてもらうこと。
 - オ 実習後は、ディスチル水の交換、フェイスマスク及び気道部分の清掃等の衛生面の配慮について怠りのないようにすること。
- (6) 受講者10人以内に対し、第2号に規定する者1人が担当すること。

(原付講習の細目)

第51条 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習は、公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うものとする。

(原付講習の細目)

第53条 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習（以下「原付講習」という。）は、施行規則第38条第6項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 運転免許センター又は公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うこと。
- (2) 運転免許センターにおいて行うときは、次の要件に該当する者として警察本部長の承認を受けたもの（以下「原付講習指導員」という。）により行うこと。
 - ア 21歳以上の者であること。
 - イ 原動機付自転車を運転することができる免許を現に受けている者で、当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上のものであること。
 - ウ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 過去2年以内に免許の取消し又は免許の効力の停止の処分を受けた者
 - (イ) 原付講習の指導について不正な行為をし、又は原付講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して2年を経過していない者
 - (ウ) 刑罰法令に違反し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、

若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

エ 原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の経験が豊富な者であること。

オ その他人格、識見ともに優れ、原付講習指導員としてふさわしい者であること。

(3) 届出自動車教習所において行うときは、大型二輪免許等に係る届出自動車教習所指導員により行うこと。ただし、大型二輪免許等に係る届出自動車教習所指導員により行うことが困難な場合は、大型免許等に係る届出自動車教習所指導員又は原付講習指導員により行うことができるものとする。

(4) 原動機付自転車のほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。

ア おおむね長円形で、60メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース

イ おおむね直線で、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース

ウ ア及びイに掲げるもののほか、原付講習を行うために必要な建物その他の設備

(5) 施行規則第38条第6項第2号の必要な教材として筆記による安全運転自己診断を用いて行うこと。

(6) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講 習 方 法	講習時間
<u>原動機付自転車の操作方法及び走行方法</u>	<u>原動機付自転車を用い、運転免許センター又は届出自動車教習所（以下この表において「運転免許センター等」という。）のコースにおいて施行規則第38条第6項第3号の実技訓練（以下この表において「実技訓練」という。）を行うこと。</u>	<u>2時間</u>
<u>安全運転に必要な知識等</u>	<u>教本、視聴覚教材、筆記による安全運転自己診断等必要な教材を用い、講義及び討論の方式により、運転免許センター等の建物その他の設備において行</u>	<u>1時間</u>

うこと。

備考 実技訓練を行う場合は、1グループ10人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者3人が担当するものとする。

(旅客車講習の細目)

第52条 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習は、公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うものとする。

(旅客車講習の細目)

第53条の2 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習(以下「旅客車講習」という。)は、施行規則第38条第7項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うこと。
(2) 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの(大型旅客車講習(施行規則第38条第7項第2号の表の大型旅客車講習をいう。以下同じ。)にあっては大型第二種免許を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)、中型旅客車講習(同表の中型旅客車講習をいう。以下同じ。)にあっては中型第二種免許を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)、普通旅客車講習(同表の普通旅客車講習をいう。以下同じ。)にあっては普通第二種免許を現に受けている者(当該免許の効力を停止されている者を除く。)に限る。以下「大型第二種免許等に係る届出自動車教習所指導員」という。)により行うこと。

ア 大型旅客車講習にあっては大型第二種免許、中型旅客車講習にあっては中型第二種免許、普通旅客車講習にあっては普通第二種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

イ 法第99条の3第4項第1号に該当する者(大型旅客車講習にあっては大型第二種免許、中型旅客車講習にあっては中型第二種免許、普通旅客車講習にあっては普通第二種免許に係るものに限る。)又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型旅客車講習にあっては大型第二種免許、中型旅客車講習にあっては中型第二種免許、普通旅客車講習にあっては普通第二種免許に係るものを修了した者であって、次のいずれにも該当しないもの

(ア) 21歳未満のもの

(イ) 過去3年以内に法第99条の5第5項に規定する卒業証明書若しくは修了証明書又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第5条に規定する終了証明書の発行に関し不正な行為をし

た者

(ウ) 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、
その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算
して3年を経過していない者

(エ) 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪((ウ)に規定する罪
を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又
はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過し
ていない者

(オ) 法第99条の3第5項において準用する法第99条の2第5項第2
号又は第3号に該当することにより法第99条の3第5項において準
用する法第99条の2第5項の規定により教習指導員資格者証の返納
を命ぜられ、返納の日から起算して3年を経過しない者

(3) 大型旅客車講習にあってはバス型の大型自動車、中型旅客車講習に
あってはバス型の中型自動車、普通車講習にあっては普通自動車(それ
ぞれの車にあっては、大型免許等に係る届出自動車教習所指導員が危険
を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに
限る。)を使用し、並びに施行規則第33条第4項第1号ホに規定する運
転シミュレーター及び大型旅客車講習、中型旅客車講習又は普通旅客車
講習を行うために必要な建物その他の設備を使用して行うこと。

(4) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄
に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講 習 方 法		講習時間
	大型旅客車講習及 び中型旅客車講習	普通旅客車講習	
旅客自動車の運 転に係る危険の 予測その他の旅 客自動車の安 全な運転に必要な 技能	バス型の大型自動 車若しくはバス型 の中型自動車又は 運転シミュレータ ーを用い、バス型 の大型自動車又は バス型の中型自動 車を用いる場合に あっては道路にお いて、運転シミュ レーターを用いる 場合にあっては届 出自動車教習所の 建物において実技	普通自動車又は運 転シミュレーター を用い、普通自動 車を用いる場合に あっては道路にお いて、運転シミュ レーターを用いる 場合にあっては届 出自動車教習所の 建物において実技	2時間

	<p>レーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において施行規則第38条第7項第4号の実技訓練(以下この表において「実技訓練」という。)を行うこと。</p>	訓練を行うこと。	
旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	1時間	
夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能	バス型の大型自動車若しくはバス型の中型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の大型自動車又はバス型の中型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において実技訓練を行うこと。	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において実技訓練を行うこと。	1時間
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合にお	1 バス型の大型自動車若しくはバス型の中型自動車又は運転シ	1 普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用	1時間

ける運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能

ミュレーターを用い、バス型の大型自動車又はバス型の中型自動車を用いる場合にあっては凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（講習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結の状態にある路面での走行に係る講習を行うことができると認められる場合を除く。）。

2 バス型の大型自動車若しくはバス型の中型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の大型自動車又はバス型の中型自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において実技訓練を行う

	<p><u>を用いる場合に あっては届出自 動車教習所の建 物において実技 訓練を行うこと。</u></p>	<p><u>こと。</u></p>	
	<p><u>身体障害者、高 齢者等が旅客で ある場合におけ る旅客自動車の 安全な運転その 他交通安全の確 保について必要 な知識</u></p>	<p><u>大型旅客車講習に あってはバス型の 大型自動車及び必 要に応じバス型の 中型自動車又は普 通自動車、中型旅 客車講習にあって はバス型の中型自 動車及び必要に応 じバス型の大型自 動車又は普通自動 車を用い、届出自 動車教習所のコー スその他の設備に おいて実習形式に より行うこと。</u></p>	<p><u>普通自動車及び必 要に応じバス型の 大型自動車又はバ ス型の中型自動車 を用い、届出自動 車教習所のコース その他の設備にお いて実習形式によ り行うこと。</u></p>
<u>備考</u>			
<p>1 <u>大型旅客車講習にあってはバス型の大型自動車を、中型旅客車 講習にあってはバス型の中型自動車を、普通旅客車講習にあって は普通自動車を運転することができる免許を現に受けている者に 対し行うものとする。</u></p> <p>2 <u>運転シミュレーターによる実技訓練は、届出自動車教習所の建 物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物に おいて行ったのと同等の講習効果があると認められる場合にあつ ては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うこと ができる。</u></p> <p>3 <u>旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全 な運転に必要な技能に係る講習については、観察学習及びコメン タリードライビングによる講習を1時間ずつ行うこと。この場合 において、観察学習についてのみ運転シミュレーターによる講習 を行うことができるものとする。</u></p>			

- 4 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習は、原則として日没後の道路において行うものとする。ただし、これに代えて運転シミュレーターを使用して行うもの又は講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習若しくは届出自動車教習所のコースにおける講習により夜間特有の眩惑^{げん}、蒸発現象等を認識し、及び理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）で実施することができる。
- 5 4の講習を行うことが困難な場合は、日没に近接した時間に行うことができる。この場合において、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑^{げん}、蒸発現象等を認識し、及び理解させた後、引き続き届出自動車教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う講習方法（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）により実施すること。
- 6 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習を道路において行う場合は、中央分離帯のないコースで行うものとする。この場合において、大型旅客車講習にあっては、車内の照明を点灯させて行うものとする。
- 7 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る講習は、道路又は届出自動車教習所のコースにおいて凍結又は積雪状態にある路面での走行に限る。ただし、これに代えて運転シミュレーターを使用して行うもの、スキッドコース若しくはスキッド講習車を使用して行うもの又は講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き、道路若しくは届出自動車教習所のコースにおいて凍結若しくは積雪状態にある路面での走行を行うもの（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）で実施することができる。
- 8 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識に係る講習の一部として、車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、講習指導員又は受講者が互いに運転者又は乗客となって実習を行うこと。この場合において、講習の一部として約20分以内のビデオを使用した講習を行うことができるものとする（講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）。

9 実技訓練を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき、大型旅客車講習にあっては大型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員1人が、中型旅客車講習にあっては中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員1人が、普通旅客車講習にあっては普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員1人が担当するものとする。

(応急救護処置講習の細目)

第53条 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習は、公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うものとする。

(指定自動車教習所職員講習の細目)

第54条 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習は、運転免許センター及び指定自動車教習所で毎年度警察本部長が指定するものにおいて行うものとする。

(指定自動車教習所職員講習の細目)

第54条 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習(以下「指定自動車教習所職員講習」という。)は、施行規則第38条第9項及び施行細則第88条に定めるものほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 運転免許センター及び指定自動車教習所で毎年度警察本部長が指定するものにおいて行うこと。
- (2) 指定自動車教習所職員講習に係る講習事項に関して専門的な知識又は技能を有する者であって、受けている免許の種類、自動車等の運転歴、年齢、交通安全に関する業務の経歴等を考慮した上で、人格、経験及び教育能力において当該講習の講師として適格性があると警察本部長が認めたものにより行うこと。
- (3) 施行規則第38条第9項第2号の表の自動車等は、大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同表の運転シミュレーターは、四輪又は二輪の運転シミュレーターとすること。
- (4) 前号に規定する設備及び施行規則第38条第9項第2号の表の自動車の構造見本のほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。
ア 施行規則第32条第2項に規定する基準に適合するコース
イ アに掲げるもののほか、指定自動車教習所職員講習を行うため必要な建物その他の設備
- (5) 教習指導員に対する指定自動車教習所職員講習は、次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講 習 方 法	講習時間
---------	---------	------

<u>法第108条の28 第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となる事項その他の自動車の運転に関する知識</u>	<u>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義の方式により、運転免許センター又は指定自動車教習所（以下この表及び次号の表において「運転免許センター等」という。）の建物において行うこと。</u>	<u>1時間</u>
<u>自動車教習所に関する法令等についての知識</u>		<u>1時間</u>
<u>教習指導員として必要な教育についての知識</u>	<u>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義及び討論の方式により、運転免許センター等の建物において行うこと。</u>	<u>1時間</u>
<u>教習指導員として必要な自動車の運転技能</u>	<u>主に教習を行っている車種に応じた自動車等を用い、運転免許センター等のコースにおいて実習を行うこと。</u>	<u>4時間</u>
<u>技能教習に必要な教習の技能</u>	<u>教本、主に教習を行っている車種に応じた自動車、運転シミュレーター等必要な教材を用い、運転免許センター等のコースその他の設備において実習を行うこと。</u>	
<u>学科教習に必要な教習の技能</u>	<u>教本、自動車の構造見本、視聴覚教材等必要な教材を用い、運転免許センター等の建物において実習を行うこと。</u>	<u>2時間</u>
<u>備考　自動車等又は運転シミュレーターを用いて実習を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。</u>		

(6) 技能検定員に対する指定自動車教習所職員講習は、次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講 習 方 法	講習時間
<u>教則の内容となっている事項</u>	<u>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義の方式により、運転免許センター</u>	<u>1時間</u>

<u>自動車教習所に 関する法令等に ついての知識</u>	<u>等の建物において行うこと。</u>	<u>1時間</u>
<u>技能検定の実施 に関する知識</u>	<u>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、 講義の方式により、運転免許センター 等の建物において行うこと。</u>	<u>4時間</u>
<u>自動車の運転技 能の評価方法に ついての知識</u>	<u>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、 講義及び討論の方式により、運転免許 センター等の建物において行うこと。</u>	
<u>技能検定員とし て必要な自動車 の運転技能</u>	<u>主に技能検定を行っている車種に応じ た自動車を用い、運転免許センター等 のコースにおいて実習を行うこと。</u>	<u>4時間</u>
<u>自動車の運転技 能に関する観察 及び採点の技能</u>	<u>教本、主に技能検定を行っている車種 に応じた自動車等必要な教材を用い、 運転免許センター等のコースその他の 設備において実習を行うこと。</u>	
<u>備考</u> <u>自動車を用いて実習を行う場合は、1グループ3人以内とし、 1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。</u>		

(7) 施行規則第38条第9項第1号に規定する管理者を直接に補佐する職員に対する指定自動車教習所職員講習は、次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講 習 方 法	講習時間
<u>自動車教習所に 関する法令等に ついての知識</u>	<u>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、 講義の方式により、運転免許センター の建物において行うこと。</u>	<u>1時間</u>
<u>自動車教習所の 管理に関する知 識</u>	<u>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、 講義及び討論の方式により、運転免許 センターの建物において行うこと。</u>	<u>5時間</u>

(初心運転者講習の細目)

第55条 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習は、法第108条の4第1項に規定する指定講習機関において行うものとする。

(初心運転者講習の細目)

第55条 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習(以下「初心運転者講習」という。)は、施行規則第38条第10項並びに施行細則第85条及び第89条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 指定講習機関において行うこと。

- (2) 法第108条の4第1項第2号に規定する運転習熟指導員（以下「運転習熟指導員」という。）により行うこと。
- (3) 施行規則第38条第10項第3号の自動車等は、普通免許に係る初心運転者講習にあっては法第71条の5第1項の標識を付けた普通自動車（普通自動車に係る運転習熟指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）、大型二輪免許に係る初心運転者講習にあっては大型自動二輪車、普通二輪免許に係る初心運転者講習にあっては普通自動二輪車、原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）に係る初心運転者講習にあっては原動機付自転車とすること。
- (4) 前号に規定する設備のほか、指定機関規則第8条第2号イ及びハに掲げる設備を使用して行うこと。
- (5) 施行規則第38条第10項第3号の必要な教材として筆記による運転適性検査を用いて行うこと。
- (6) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項	講 習 方 法	講 習 時 間		
		普通免許、 大型二輪 免許及び 普通二輪 免許	原付免許	
運転者としての資質の向上に關すること	教本、視聴覚教材、筆記による運転適性検査等必要な教材を用い、講義、運転適性検査及び面接の方式により、指定講習機関の建物において行うこと。	1時間40分	50分	
自動車等の運転について必要な技能	自動車等を用い、指定講習機関のコース及びその周辺の道路において施行規則第38条第10項第4号の実技訓練（以下この表において「実技訓練」という。）を行	3時間	1時間30分	

	<u>うこと。</u>		
<u>自動車等の運転について必要な知識</u>	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義及び討論の方式により、指定講習機関の建物において行うこと。	<u>2時間</u>	<u>1時間20分</u>
<u>考查</u>		<u>20分</u>	<u>20分</u>

備考

- 1 自動車等の運転について必要な知識に係る講習で普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係るものについては、運転シミュレーターを教材に加え、実技及び討論の方式により行うことができる。
- 2 実技訓練を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき運転習熟指導員1人が担当するものとする。

(更新時講習の細目)

第56条 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習は、運転免許センター、香川県警察本部交通部運転免許課東かがわ運転免許更新センター、香川県警察本部交通部運転免許課小豆運転免許更新センター及び香川県警察本部交通部運転免許課善通寺運転免許更新センター並びに三豊警察署及び観音寺警察署において行うものとする。ただし、香川県警察本部交通部運転免許課善通寺運転免許更新センターにおいて行う更新時講習は、法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対するものを除くものに限る。

(更新時講習の細目)

第56条 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習(以下「更新時講習」という。)は、施行規則第38条第11項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 免許証の有効期間が満了する日における年齢の区分に応じ、当該年齢が65歳未満の者を対象とする学級及び当該年齢が65歳以上の者を対象とする学級(以下この条において「高齢者学級」という。)を編成して行うこと。

(2) 運転免許センター、香川県警察本部交通部運転免許課東かがわ運転免許更新センター、香川県警察本部交通部運転免許課小豆運転免許更新センター並びに三豊警察署及び観音寺警察署(以下この条において「運転免許センター等」という。)において行うこと。ただし、香川県警察本部交通部運転免許課善通寺運転免許更新センターにおいて行う更新時講習は、法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対

するものを除くものに限る。

(3) 受けている免許の種類、自動車等の運転経歴、年齢、安全運転に関する業務の経歴等を考慮した上で、人格、経験及び教育能力において更新時講習の講習指導員として適格性があると警察本部長が認める者により行うこと。

(4) 施行規則第38条第11項第1号の表の必要な教材として筆記による安全運転自己診断を用いて行うこと。ただし、高齢者学級にあっては、運転シミュレーター及び運転適性検査器材を用いて行うこと。

(5) 免許証の有効期間が満了する日における年齢が65歳未満の者に対する更新時講習は、次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間を行うこと。

講習事項	講習方法	講習時間			
		優良運転者講習	一般運転者講習	違反運転者講習	初回更新者講習
道路交通の現状及び交通事故の実態並びに運転者としての資質の向上に関すること	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義の方式により、運転免許センター等の建物において行うこと。	20分	20分	20分	20分
自動車等の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義の方式により、運転免許センター等の建物において行うこと。	10分	20分		
	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、運転免許センター等の			40分	

	<u>建物において指導を行うこと。</u>			
<u>自動車等の運転に関する基礎的な知識</u>	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義及び演習の方式により、運転免許センター等の建物においてを行うこと。			40分
<u>自動車等の運転について必要な適性及び技能</u>	教本、視聴覚教材、筆記による安全運転自己診断等必要な教材を用い、運転免許センター等の建物において指導を行うこと。	20分	1時間	1時間

備考

1 この表において、「優良運転者講習」とは施行規則第38条第11項第1号の表1の項第1欄に掲げる講習を、「一般運転者講習」とは同表2の項第1欄に掲げる講習を、「違反運転者講習」とは同表3の項第1欄に掲げる講習を、「初回更新者講習」とは同表4の項第1欄に掲げる講習をいう。

2 一般運転者講習の受講者については、この表中「自動車等の運転について必要な適性及び技能」とあるのは、「自動車等の運転について必要な適性」とする。

(6) 高齢者学級に係る更新時講習は、次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項	講 習 方 法	講習時間
道路交通の現状及び交通事故の実態並びに運転者としていること。	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、運転免許センター等の建物において行うこと。	20分

<u>ての資質の向上に 関すること</u>		
<u>自動車等の安全な 運転に必要な知識</u>		<u>30分</u>
<u>自動車等の運転に ついて必要な適性 及び技能</u>	<u>運転シミュレーター、運転適性検査 器材等必要な教材を用い、運転免許 センター等の建物において行うこと。</u>	<u>40分</u>
	<u>筆記による検査を行い、運転免許セ ンター等の建物において指導を行う こと。</u>	<u>30分</u>

(高齢者講習の細目)

第57条 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習は、運転免許センター、香川県警察本部交通部運転免許課小豆運転免許更新センター及び公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うものとする。

(高齢者講習の細目)

第57条 高齢者講習は、施行規則第38条第12項に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所及び香川県警察本部交通部運転免許課小豆運転免許更新センター（以下この条において「届出自動車教習所等」という。）において行うこと。
- (2) 第48条第2号に規定する者により行うこと。
- (3) 施行規則第38条第12項第2号の自動車等は、受講者の免許の種類及び自動車等の運転の経験に応じ、普通自動車、普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同号の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器とすること。
- (4) 前号に規定する設備のほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。
 - ア おおむね長円形で、60メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース
 - イ おおむね直線で、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、高齢者講習を行うために必要な建物その他の設備
- (5) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。
 - ア 75歳未満講習（施行規則第38条第12項第2号の表1の項の第1欄に掲げる講習をいう。以下同じ。）

講習事項	講習方法	講習時間	
		小型特殊自動車免許(以下「小型特殊免許」という。)以外の免許を受けている者	小型特殊免許のみを受けている者
運転者としての資質の向上に関すること、道路交通の現状、交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義の方式により、届出自動車教習所等の建物において行うこと。	30分	30分
身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性	教本、運転適性検査器材等必要な教材を用い、届出自動車教習所等の建物において指導を行うこと。	1時間	1時間
	教本、自動車等、運転シミュレーター等必要な教材を用い、自動車等を用いる場合にあっては届出自動車教習所のコース又は道路及び届出自動車教習所の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所等の建物において指導を行うこと。	1時間	
安全運転のための討議	教本、視聴覚教材、事故事例等必要な教材を用い、討論の方式によ	30分	

り、届出自動車教習所等の建物において行うこと。

備考

- 1 指導を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。
- 2 実車による指導は、原則としてコースにおいて、受講者個人ごとに実施するものとする。
- 3 運転シミュレーターを用いることができる場合は、届出自動車教習所のコースを使用することが困難であるため自動車等を用いることができない場合に限るものとする。

イ 75歳以上講習（施行規則第38条第12項第2号の表2の項の第1欄に掲げる講習をいう。以下同じ。）

講習事項	講習方法	講習時間	
		小型特殊自動車免許以外の免許を受けている者	小型特殊免許のみを受けている者
運転者としての資質の向上に関すること、道路交通の現状、交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義の方式により、届出自動車教習所等の建物において行うこと。	30分	30分
身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性	教本、運転適性検査器材等必要な教材を用い、届出自動車教習所等の建物において指導を行うこと。	1時間	1時間
	教本、自動車等、運転シミュレーター等必要な教材を用い、自動車等を用いる場合にあっては届出自動車教習所のコース又は道路及び	1時間	

届出自動車教習所の設備において、
運転シミュレーターを用いる場合
にあっては届出自動車教習所等の
建物において指導を行うこと。

備考

- 1 指導を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。
- 2 実車による指導は、原則としてコースにおいて、受講者個人ごとに実施するものとする。
- 3 運転シミュレーターを用いることができる場合は、届出自動車教習所のコースを使用することが困難であるため自動車等を用いることができない場合に限るものとする。

(違反者講習の細目)

第58条 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習は、運転免許センターにおいて行うものとする。ただし、施行規則第38条第13項第2号の表1の項上欄に規定する活動の体験については、この限りでない。

(違反者講習の細目)

第58条 違反者講習は、施行規則第38条第13項及び施行細則第85条に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 運転免許センターにおいて行うこと。ただし、施行規則第38条第13項第2号の表1の項上欄に規定する活動の体験については、この限りでない。
- (2) 第48条第2号に規定する者により行うこと。
- (3) 施行規則第38条第13項第2号の表の運転適性検査器材は、運転操作検査器、動体視力検査器及び夜間視力検査器とし、同表の自動車等は、受講者が受けている免許の種類に応じ、普通自動車、普通自動二輪車又は原動機付自転車とし、同表の運転シミュレーターは、受講者が受けている免許の種類に応じ、四輪又は二輪の運転シミュレーターとする。
- (4) 前号に規定する設備及び施行規則第38条第13項第2号の表の自動車等の構造見本のほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。
ア 敷地の面積が8,000平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が施行規則別表第3に定める基準に適合するコース
イ アに掲げるもののほか、違反者講習を行うために必要な建物その他の設備
- (5) 施行規則第38条第13項第2号の表1の項上欄に掲げる場合においては、次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
<u>運転者としての資質の向上に関すること並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識</u>	<u>活動内容に応じて必要な資器材を用い、道路において講習規則第6条各号のいずれかに該当する活動を体験させること。</u> <u>教本、自動車等の構造見本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義及び討論の方式により、運転免許センターの建物において行うこと。</u>	<u>2時間30分</u>
<u>自動車等の運転に必要な適性</u>	<u>運転適性検査器材及び筆記による検査を用い、運転免許センターの建物において指導を行うこと。</u>	<u>2時間20分</u>
<u>考查</u>		<u>40分</u>
<u>備考 指導を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。</u>		<u>30分</u>

(6) 施行規則第38条第13項第2号の表2の項上欄に掲げる場合においては、次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講習方法	講習時間
<u>運転者としての資質の向上に関すること並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識</u>	<u>教本、自動車等の構造見本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義及び討論の方式により、運転免許センターの建物において行うこと。</u>	<u>2時間20分</u>
<u>自動車等の運転に必要な適性</u>	<u>自動車等、運転シミュレーター、運転適性検査器材及び筆記による検査を行い、普通自動車を用いる場合にあっては原則として道路において、普通自動二輪車又は原動機付自転車を用いる場</u>	<u>3時間10分</u>

	<u>合にあっては運転免許センターのコース又は道路において、運転シミュレーター、運転適性検査器材又は筆記による検査を用いる場合にあっては運転免許センターの建物において指導を行うこと。</u>	
考查		30分
備考 指導を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。		

(任意高齢者簡易講習の細目)

第58条の2 施行規則第89条の2第1号の任意高齢者簡易講習は、運転免許センター及び公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うものとする。

(任意高齢者簡易講習の細目)

第58条の2 施行規則第89条の2第1号の任意高齢者簡易講習は、同号及び講習規則第2条第1項第1号の表1の項及び第2号の表1の項に定めるものほか、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 運転免許センター及び公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うこと。
- (2) 第48条第2号に規定する者により行うこと。
- (3) 講習規則第2条第1項第1号の表1の項及び第2号の表1の項の視力検査器材は、動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器すること。

講習事項の区分	講 習 方 法	講習時間
<u>運転者としての資質の向上に關すること並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識</u>	<u>教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義の方式により、運転免許センター又は届出自動車教習所の建物において行うこと。</u>	30分
<u>身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性</u>	<u>教本、視力検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用い、運転免許センター又は届出自動車教習所の建物において指導を行うこと。</u>	30分

備考

- 1 75歳未満講習と75歳以上講習に区分して行うものとする。
- 2 指導を行う場合は、1グループ3人以内とし、1グループにつき第2号に規定する者1人が担当するものとする。
- 3 75歳以上講習にあっては、認知機能検査（法第101条の4第2項に規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の結果に基づく指導を含むものとする。

第58条の3 削除

(任意運転者講習の細目)

第58条の3 施行細則第89条の2第2号の任意運転者講習は、おおむね警察署ごとに当該警察署の管轄区域内にある施設で警察本部長が適當と認めるものにおいて行うものとする。

(任意運転者講習の細目)

第58条の4 施行細則第89条の2第2号の任意運転者講習は、同号及び講習規則第1条各号に定めるもののほか、次により行うものとする。

- (1) おおむね警察署ごとに当該警察署の管轄区域内にある施設で警察本部長が適當と認めるもの（以下この条において「認定施設」という。）において行うこと。
- (2) 受けている免許の種類、自動車等の運転経歴、年齢、安全運転に関する業務の経歴等を考慮した上で、人格、経験及び教育能力において任意運転者講習の講習指導員として適格性があると警察本部長が認める者により行うこと。
- (3) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講 習 方 法	講習時間
道路交通の現状及び交通事故の実態並びに運転者としての資質の向上に関すること	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、認定施設において指導を行うこと。	20分
自動車等の安全な運転に必要な知識		40分
自動車等の運転	教本、視聴覚教材、筆記による安全運	1時間

<u>について必要な適性及び技能</u>	<u>転自己診断等必要な教材を用い、認定施設において指導を行うこと。</u>
----------------------	--

(チャレンジ講習の細目)

第58条の4 施行細則第89条の2第3号のチャレンジ講習は、運転免許センター及び公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うものとする。

(チャレンジ講習の細目)

第58条の5 施行細則第89条の2第3号のチャレンジ講習は、同号に定めるもののほか、次により行うものとする。

- (1) 運転免許センター及び公安委員会の委託を受けた届出自動車教習所において行うこと。
- (2) 施行細則第56条に規定する技能試験官又は法第99条の2第4項の規定により公安委員会から大型免許又は普通免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者により行うこと。
- (3) 普通免許に係る標準試験車のほか、次に掲げる設備を使用して行うこと。
 - ア 敷地の面積が8,000 平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が施行規則別表第3に定める普通免許に係る基準に適合するコース
 - イ アに掲げるもののほか、チャレンジ講習を行うために必要な建物その他の設備
- (4) 次の表の左欄に掲げる講習事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる講習方法により、同表の右欄に掲げる講習時間行うこと。

講習事項の区分	講 習 方 法	講習時間
<u>身体の機能の状況その他の自動車の運転について必要な適性及び技能</u>	<u>普通自動車を用い、運転免許センター又は届出自動車教習所のコースにおいて、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に著しい影響を及ぼしていないかどうかについての確認を行い、その結果に応じて運転免許センター又は届出自動車教習所の建物において指導を行うこと。</u>	<u>30分</u>

(認知機能検査員講習の細目)

第58条の5 認知機能検査員講習（施行細則第89条の3第1項に規定する認知機能検査員講習をいう。）は、運転免許センターにおいて行うものとす

(認知機能検査員講習の細目)

第58条の6 認知機能検査員講習（施行細則第89条の3第1項に規定する認知機能検査員講習をいう。以下同じ。）は、施行細則第89条の3に定める

る。

ものほか、次に定めるところにより行うものとする。

講習事項の区分	講 習 方 法	講習時間
高齢者及び認知症の実態及び基礎理論について必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、運転免許センターの建物において行うこと。	90分
高齢運転者対策について必要な知識		60分
認知機能検査の実施について必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、講義及び認知機能検査の模擬実施の方法により、運転免許センターの建物において行うこと。	180分
備考 認知機能検査員講習を受けようとする者が、左欄に掲げる講習事項と同等の内容を有すると認められる講習を終了している場合は、当該講習事項に係る講習を免除することができる。この場合においては、同等の内容を有すると認められる講習を終了した旨が記載されている書面を提出させるものとする。		

別表第1（第32条、第41条関係）

自動車の区分	与える免許	自動車の変速装置	運転することができる自動車の種類の限定
略			
標準試験車と同一規格以上の中型自動車	略		
標準試験車と同一規格以上の準中型自動車	準中型免許	手動式 オートマチック	限定なし。 オートマチック車に限るものとする。
標準試験車と同一規格以上の大・型特殊自動車	略		
備考 略			

別表第1（第32条関係）

自動車の区分	与える免許	自動車の変速装置	運転することができる自動車の種類の限定
略			
標準試験車と同一規格以上の中型自動車	略		
標準試験車と同一規格以上の大・型特殊自動車	略		
備考 略			

別表第2 (第32条、第37条関係)

身体障害の程度		免許の種類	免許の条件の内容	
部位	程 度		構造装置等に 関するもの	身体に関する もの
両上 肢	1 両上肢を肘 関節以上で欠 くもの又は両 上肢の用を全 く廃したもの	普通免許 小型特殊免 許 原付免許	略	
	2 両上肢を肘 関節を残して 先の部分で欠 くもの又は両 上肢の機能に 著しい障害の あるもの		1 オートマ チック車と する。ただし、身体の 状態又は運 転の技能に よっては、 <u>オートマチ ック車の条 件は付さな いことでも きる。</u> 2 略	略
	3 両上肢の全 ての指を欠く もの又はこれ と同等の機能 障害のあるも の		1 身体の状 態又は運転 の技能によ っては、オ ートマチック 車とする。	
	4 両上肢の親 指以外の2指 を欠くもの又		1 二輪車に ついては、 身体の状態	

別表第2 (第32条、第37条関係)

障害の状態等		免許の種類	免許の条件の内容	
部位 等	程 度		構造装置等に 関するもの	身体に関する もの
両上 肢	1 両上肢を肩 関節から先の 部分で欠くも の又は両上肢 の機能を全廃 したもの	普通免許 小型特殊免 許 原付免許	略	
	2 両上肢をひ じ関節を残し て先の部分で 欠くもの又は 両上肢の機能 に著しい障害 のあるもの		1 オートマ チック車と する。ただし、身体の 状態又は運 転の技能に よっては、 <u>この限りで ない。</u> 2 略	略
	3 両手の指の 全てを欠くも の又はこれと 同等の機能 障害のあるも の		1 身体の状 態又は運転 技能によ っては、オ ートマチック 車とするこ とができる。	
	4 両手の指の うち親指以外 の2本を欠く		1 二輪車に ついては、 身体の状態	

	はこれと同等の機能障害のあるもの		又は運転の技能によつては、オートマチック車とする。			もの又はこれと同等の機能障害のあるもの		又は運転の技能によつては、オートマチック車とすることができる。	
片上肢	1 略 2 片上肢の <u>肘関節</u> を残して先の部分で欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの	大型二輪免許を除く全ての種類の免許	1 身体の状態又は運転の技能によつては、オートマチック車とする。 2 略 3 <u>二輪車については、オートマチック車とする。</u>	略	片上肢	1 略 2 片上肢の <u>ひじ関節</u> を残して先の部分で欠くもの又はこれと同等の機能障害のあるもの	大型二輪免許を除く全ての種類の免許	1 身体の状態又は運転の技能によつては、オートマチック車とすることができる。ただし、 <u>二輪車については、オートマチック車とする。</u> 2 略	略
両下肢	1 略 2 両下肢を膝 <u>関節</u> から先の部分で欠くもの又は両下肢の機能に著しい障害のあるもの	大型二輪免許を除く全ての種類の免許	1 身体の状態又は運転の技能によつては、オートマチック車又は手動式のオートマチック車とする。	略	両下肢	1 略 2 両下肢をひざ <u>関節</u> から先の部分で欠くもの又は両下肢の機能に著しい障害のあるもの	大型二輪免許を除く全ての種類の免許	1 身体の状態又は運転の技能によつては、オートマチック車又は手動式のオートマチック車とする	略

			2 略				とができる。	
片下肢	1 片下肢を股関節から先の部分で欠くものの又は片下肢の機能を全廢したもの	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く全ての種類の免許	1 オートマチック車とする。 2 原動機付自転車は、三輪又は四輪に限るものとする。	1 義足を使用するものとする。ただし、身体の状態から、身体の安定を保つことができると認められるときは、条件を付さないことができる。	片下肢	1 片下肢を股関節から先の部分で欠くものの又は片下肢の機能を全廢したもの	大型二輪免許及び普通二輪免許を除く全ての種類の免許	1 オートマチック車とする。 2 原動機付自転車は、三輪又は四輪に限るものとする。
	2 片下肢を膝関節から先の部分で欠くものの又は片下肢の機能の著しい障害のあるもの	全ての種類の免許	1 身体の状態又は運転の技能によつては、オートマチック車とする。	略		2 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くものの又は片下肢の機能の著しい障害のあるもの	全ての種類の免許	1 身体の状態又は運転の技能によつては、オートマチック車とすることができる。
障害が重複する場合	1 上肢及び下肢に著しい障害のあるもの 2 四肢のほか、頭部及び体幹に機能障害のあるもの	普通免許 小型特殊免許 原付免許	1 オートマチック車とする。ただし、身体の状態又は運転の技能によつては、オートマチック車の条件は付さないこともで		障害が重複する場合	1 上肢及び下肢に著しい障害のあるもの 2 頭部、体幹及び四肢に及ぶ機能障害のあるもの	普通免許 小型特殊免許 原付免許	1 オートマチック車とする。ただし、身体の状態又は運転の技能によつては、この限りでない。

きる。

備考

- 1 免許の条件の記録は、運転することができる自動車の種類の限定、構造装置に関するもの及び身体に関するものを組み合わせて行うものとする。
- 2 特別に改造をした車両を使用して技能試験を行った場合は、当該使用車両と同じ条件のものに限るものとする。

備考

- 1 免許の条件の内容は、構造装置等に関するもの（運転することができる自動車の種類の限定を含む。）及び身体に関するものを組み合わせるものとする。
- 2 特別に改造をした自動車を使用して技能試験等を行った場合は、当該自動車と同じ条件のものに限るものとする。

別表第3（第38条関係）

1 略

2 準中型仮免許及び普通仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課題	免許の種類	
	準中型仮免許	普通仮免許
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上3回以下
	周回カーブ	4回以上
	指定場所における一時停止	2回以上
交差点の通行	右折及び左折	それぞれ3回以上
	信号通過	1回以上
横断歩道の通過	2回以上	2回以上
踏切の通過	1回以上	1回以上
曲線コースの通過	1回	1回
屈折コースの通過	1回	1回
坂道コースの通過	1回又は2回	1回又は2回
障害物設置場所の通過	2回以上	2回以上
総走行距離	2,000メートル以上	2,000メートル以上

3・4 略

5 大型免許、中型免許及び準中型免許に係る路上試験の課題設定基準

課題	免許の種類		
	大型免許	中型免許	準中型免許
信号通過又は一時停止	3回以上	3回以上	3回以上

別表第3（第38条関係）

1 略

2 普通仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課題	回数等	
	幹線コース及び周回コースの走行	周回カーブ
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回以上3回以下
	周回カーブ	4回以上
	指定場所における一時停止	2回以上
交差点の通行	右折及び左折	それぞれ3回以上
	信号通過	1回以上
横断歩道の通過	2回以上	2回以上
踏切の通過	1回以上	1回以上
曲線コースの通過	1回	1回
屈折コースの通過	1回	1回
坂道コースの通過	1回又は2回	1回又は2回
障害物設置場所の通過	2回以上	2回以上
総走行距離	2,000メートル以上	2,000メートル以上

3・4 略

5 大型免許及び中型免許に係る路上試験の課題設定基準

課題	免許の種類	
	大型免許	中型免許
信号通過又は一時停止	3回以上	3回以上

右折及び左折	それぞれ3回以上	それぞれ3回以上	それぞれ3回以上
横断歩道の通過	4回以上	4回以上	4回以上
路端への停車及び発進			1回以上
場内コース	方向変換又は縦列駐車	1回	1回
	障害物設置	1回	1回
	場所の通過		
	後方間隔	1回	1回
40キロメートル毎時以上の速度による走行	3,000メートル以上	3,000メートル以上	3,000メートル以上
総走行距離	5,000メートル以上	5,000メートル以上	5,000メートル以上

備考

- 1 大型免許及び中型免許に係る40キロメートル毎時以上の速度による走行には、50キロメートル毎時以上の速度で走行可能な道路を2,000メートル以上含むものとする。
- 2 準中型免許についての路端への停車及び発進については、停車禁止場所を含まない場所における直前の合図による停車を1回行うものとする。

6・7 略

別表第4（第39条関係）

- 1 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、準中型免許、普通第二種免許及び普通免許以外の免許に係る技能試験、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験並びに技能審査

課題	条件
略	
上り坂の停止及び発進（技能審査にあっては、オートマチック車に限定された中型免許、中型第二種免許、準中型免許、普通免許及び普通第二種免	略

右折及び左折	それぞれ3回以上	それぞれ3回以上
横断歩道の通過	4回以上	4回以上
場内コース	方向転換又は縦列駐車	1回
	障害物設置	1回
	場所の通過	
	後方間隔	1回
40キロメートル毎時以上の速度による走行	3,000メートル以上	3,000メートル以上
総走行距離	5,000メートル以上	5,000メートル以上

備考 40キロメートル毎時以上の速度による走行には、50キロメートル毎時以上の速度で走行可能な道路を2,000メートル以上含むものとする。

6・7 略

別表第4（第39条関係）

- 1 大型第二種免許、大型免許、中型第二種免許、中型免許、普通第二種免許及び普通免許以外の免許に係る技能試験、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能再試験並びに技能審査

課題	条件
略	
上り坂の停止及び発進（技能審査にあっては、オートマチック車に限定された中型免許、中型第二種免許、普通免許及び普通第二種免許、ミニカー	略

許、ミニカーに限定された普通免許並びに大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許、普通仮免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係るものに限る。)

略

2 大型免許、中型免許及び準中型免許に係る技能試験及び技能検査

課題	条件
採点の範囲	<p>(1) 略</p> <p>(2) 方向変換コースの採点は、方向変換コースの出入口部（長さは、大型自動車は10メートル、中型自動車は8メートル、準中型自動車は5メートルとする。）に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に、出入口部から車体の全部が出るまでの間について行うこと。</p> <p>(3)・(4) 略</p>
略	
後方間隔（準中型免許を除く。）	略
路端への停車及び発進	<p>(1) 試験官からの合図の後、合理的かつ速やかに停車すること。</p> <p>(2) 停車するときは、ドアを開くため必要とする幅を考慮しないこと。</p> <p>(3) 停車しているときのシフトレバーはニュートラル（オートマチック車にあっては、パーキング）とし、サイドブレーキ、ブレーキペダル等によるブレーキを効かせていること。</p> <p>(4) 試験官の発進合図の後に発進すること。</p>
走行終了時の措置	略
備考	略

に限定された普通免許並びに大型仮免許、中型仮免許、普通仮免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係るものに限る。)

略

2 大型免許及び中型免許に係る技能試験及び技能検査

課題	条件
採点の範囲	<p>(1) 略</p> <p>(2) 方向変換コースの採点は、方向変換コースの出入口部（長さは、大型自動車は10メートル、中型自動車は8メートルとする。）に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に、出入口部から車体の全部が出るまでの間について行うこと。</p> <p>(3)・(4) 略</p>
略	
後方間隔	略
走行終了時の措置	略
備考	実施上の留意事項は、次のとおりとする。

1 場内コースにおける方向変換又は縦列駐車については、大型免許及び中型免許にあっては路上試験の安全性の確保のため路上コースより先に、準中型免許にあっては路上コースの後に実施すること。

2 略

3 普通免許に係る技能試験、再試験及び技能検査

課題	条件
略	
路端への停車及び発進	(1)～(3) 略 (4) <u>試験官の発進合図の後に発進すること。</u>

備考 略

1 場内コースにおける方向変換又は縦列駐車については、路上コースの後に実施すること。

2 略

4 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験及び技能検査

課題	条件
略	
路端への停車及び発進	(1) 略 ア 略 イ 路上において <u>3回実施するが、2回しか実施できなかった場合は、3回目を場内の発着点等で実施すること。</u> (2)～(4) 略 (5) <u>試験官の発進合図の後に発進すること。</u>

略

備考 略

1 路上試験の安全性の確保のため、場内コースにおける方向変換又は縦列駐車については、路上コースより先に実施すること。

2 略

3 普通免許に係る技能試験、再試験及び技能検査

課題	条件
略	
路端への停車及び発進	(1)～(3) 略

備考 実施上の留意事項は、次のとおりとする。

- 1 路上試験の安全性の確保のため、場内コースにおける方向変換又は縦列駐車については、路上コースの後に実施すること。
- 2 略

4 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能試験及び技能検査

課題	条件
略	
路端への停車及び発進	(1) 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る路端への停車及び発進は、次のとおりとすること。 ア 略 イ 路上において2回しか実施できなかった場合は、3回目を場内の <u>発着点</u> で実施すること。 (2)～(4) 略

略

備考 略

(香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部改正)

第2条 香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成12年香川県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後								改正前														
別記様式第4号（第2条関係）								別記様式第4号（第2条関係）														
証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目	証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目	証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目	証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目							
年　月　日																						
香川県警察本部長 殿																						
住 所																						
氏 名																						
納 付																						
書																						
下記の金額を納付する。																						
免 許 証 交 付 手 数 料				免 許 証 再 交 付 手 数 料				免 許 証 交 付 手 数 料				免 許 証 再 交 付 手 数 料										
併記免許証交付手数料				仮免許証再交付手数料				仮免許証交付手数料				仮免許証再交付手数料										
仮免許証交付手数料				国外免許証交付手数料				国外免許証交付手数料				国外免許証交付手数料										
手 数 料 の 区 分 等 手 数 料	免 許 種 別 型 型	大	中	準	普	大	大	普	小	原	牽	大	中	普	大	牽	大	中	准	普	通	
	自	中	通	特	自	自	自	自	二	二	型	型	通	特	二	牵	型	型	牵	型	通	
	試	大	中	準	普	大	大	牽	大	原	牽	大	中	普	大	牽	大	中	准	普	通	
	驗	型	型	通	特	二	二	牵	二	付	型	型	通	特	二	牵	型	型	牵	型	通	
	等	自	中	通	特	自	自	自	自	二	牵	大	中	普	大	牽	大	中	准	普	通	
	手	免	大	中	準	普	大	大	普	小	原	牽	大	中	普	大	牽	大	中	准	普	通
	數	許	型	型	通	特	自	自	自	二	付	牵	型	通	特	二	牵	型	型	牵	型	通
	試	種	別	型	型	通	特	二	二	付	牵	型	通	特	二	牵	型	型	牵	型	通	
	驗	類	別	型	型	通	特	二	二	付	牵	型	通	特	二	牵	型	型	牵	型	通	
	等	型	別	型	型	通	特	二	二	付	牵	型	通	特	二	牵	型	型	牵	型	通	
大型・中型自動車免許																						
教習所卒業者等の免除者																						
特定失効者・特定取消処分者																						
大型第二種・中型第二種普通第二種免許																						
教習所卒業者等の免除者																						
特定失効者・特定取消処分者																						
普通自動車免許																						
教習所卒業者等の免除者																						
特定失効者・特定取消処分者																						
仮運転免許																						
教習所修了者の免除者																						
失効6月超1年未満者																						
大型・中型・準中型自動車免許検査																						
普通自動車免許検査																						
限定解除審査手数料																						

備考 1 手数料の区分欄は、該当文字を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

備考 1 手数料の区分欄は、該当文字を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4列4番とすること。

別記様式第5号（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年　月　日			
香川県警察本部長 殿			
住 所			
氏 名			
納 付 書			
下記の金額を納付する。			
手数料の区分	再試験手数料	準中型免許	円
		普通第1種免許	円
		大型二輪免許	円
		普通二輪免許	円
		原付免許	円

備考 1 手数料の区分欄は、該当する区分を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第5号（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年　月　日			
香川県警察本部長 殿			
住 所			
氏 名			
納 付 書			
下記の金額を納付する。			
手数料の区分	再試験手数料	普通第1種免許	円
		大型二輪免許	円
		普通二輪免許	円
		原付免許	円

備考 1 手数料の区分欄は、該当する区分を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6号の2（第2条関係）

略

別記様式第6号の3（第2条関係）

証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年　月　日		
香川県警察本部長 殿		
住 所		
氏 名		
納	付	書
下記の金額を納付する。		
手 数 料 の 区 分	臨 時 認 知 機 能 檢 査 手 数 料	円

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第6号の4（第2条関係）

略

別記様式第6号の2（第2条関係）

略

別記様式第6号の3（第2条関係）

略

別記様式第7号（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日					
香川県警察本部長 殿					
住 所					
氏 名					
納 付 書					
下記の金額を納付する。					
¥					
手 数 料 の 区 分	免許種別	大型・中型・準中型・普通・特定第一種（大特・大自二・普自二・牽引）・第二種（大型・中型・普通）			
		減じる金額			
	審査免除細目		大型・中型・準中型	普 通	特 定 第 一 種
	免除なし				
	自動車の運転技能 ①				
	観察及び探点技能 ②				
	教則の内容事項 ③				△
	教習所関係法令知識 ④				△
	技能検定実施知識 ⑤				△
	技能評価方法知識 ⑥				△
	運送事業等関係法令 ⑦		△	△	△
	①及び②のいずれも免除				
	③及び④のいずれも免除				
	減じる金額の合計				
資格者証交付手数料					

- 備考 1 手数料の区分欄は、該当文字を○で囲むこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7号（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日					
香川県警察本部長 殿					
住 所					
氏 名					
納 付 書					
下記の金額を納付する。					
¥					
手 数 料 の 区 分	免許種別	大型・中型・普通・特定第一種（大特・大自二・普自二・牽引）・第二種（大型・中型・普通）			
		減じる金額			
	審査免除細目		大型・中型	普 通	特 定 第 一 種
	免除なし				
	自動車の運転技能 ①				
	観察及び探点技能 ②				
	教則の内容事項 ③				△
	教習所関係法令知識 ④				△
	技能検定実施知識 ⑤				△
	技能評価方法知識 ⑥				△
	運送事業等関係法令 ⑦		△	△	△
	①及び②のいずれも免除				
	③及び④のいずれも免除				
	減じる金額の合計				
資格者証交付手数料					

- 備考 1 手数料の区分欄は、該当文字を○で囲むこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7号の2（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日					
香川県警察本部長 殿					
住 所					
姓 氏 名					
納 付 書					
下記の金額を納付する。					
¥					
手数料の区分	免許種別	大型・中型・準中型・普通・特定第一種（大特・大自二・普自二・牽引）・第二種（大型・中型・普通）			
		減じる金額			
	審査免除細目		大型・中型・準中型	普通	特定第一種
					第二種
	免除なし				
	自動車の運転技能 ①				
	技能教習の技能 ②				
	学科教習の技能 ③				
	教則の内容事項 ④				
	教習所関係法令知識 ⑤				
	教育知識 ⑥				
	運送事業等関係法令 ⑦				
	①及び②のいずれも免除				
④及び⑤のいずれも免除					
減じる金額の合計					
資格者証交付手数料					

備考 1 手数料の区分欄は、該当文字を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第7号の2（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日					
香川県警察本部長 殿					
住 所					
姓 氏 名					
納 付 書					
下記の金額を納付する。					
¥					
手数料の区分	免許種別	大型・中型・普通・特定第一種（大特・大自二・普自二・牽引）・第二種（大型・中型・普通）			
		減じる金額			
	審査免除細目		大型・中型	普通	特定第一種
					第二種
	免除なし				
	自動車の運転技能 ①				
	技能教習の技能 ②				
	学科教習の技能 ③				
	教則の内容事項 ④				
	教習所関係法令知識 ⑤				
	教育知識 ⑥				
	運送事業等関係法令 ⑦				
	①及び②のいずれも免除				
④及び⑤のいずれも免除					
減じる金額の合計					
資格者証交付手数料					

備考 1 手数料の区分欄は、該当文字を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第10号（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日				
香川県警察本部長 殿				
住 所				
氏 名				
納 付 書				
下記の金額を納付する。				
手数料の区分	運転免許取得時講習手数料	講習の種類	金額	受講場所
		大型車・中型車・準中型車講習(普通免許保有者)	円	
		準中型車講習(普通免許非保有者)	円	
		普通車講習	円	
		大型二輪車講習	円	
		普通二輪車講習	円	
		応急救護処置講習(一)	円	
		応急救護処置講習(二)	円	
		原付講習	円	
		旅客車講習	円	

- 備考 1 手数料の区分欄は、該当する講習を○で囲むこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第10号（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日				
香川県警察本部長 殿				
住 所				
氏 名				
納 付 書				
下記の金額を納付する。				
手数料の区分	運転免許取得時講習手数料	講習の種類	金額	受講場所
		大型車・中型車講習	円	
		普通車講習	円	
		大型二輪車講習	円	
		普通二輪車講習	円	
		応急救護処置講習(一)	円	
		応急救護処置講習(二)	円	
		原付講習	円	
		旅客車講習	円	

- 備考 1 手数料の区分欄は、該当する講習を○で囲むこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第12号（第2条関係）

証紙欄	証紙欄	証紙欄	証紙欄
7枚目	5枚目	3枚目	1枚目
証紙欄	証紙欄	証紙欄	証紙欄
8枚目	6枚目	4枚目	2枚目

年　月　日		
香川県警察本部長 殿		
住 所		
氏 名		
納 付 書		
下記の金額を納付する。		
受 講 場 所		
受 講 の 種 類	準 中 型・普 通・大型二輪・普通二輪・原 付	
手 数 料 の 区 分	初 心 運 転 者 講 習 通 知 手 数 料	円

- 備考 1 受講の種類欄は、該当する種類を○で囲むこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第12号（第2条関係）

証紙欄	証紙欄	証紙欄	証紙欄
7枚目	5枚目	3枚目	1枚目
証紙欄	証紙欄	証紙欄	証紙欄
8枚目	6枚目	4枚目	2枚目

年　月　日		
香川県警察本部長 殿		
住 所		
氏 名		
納 付 書		
下記の金額を納付する。		
受 講 場 所		
受 講 の 種 類	普 通・大 型 二 輪・普通二輪・原 付	
手 数 料 の 区 分	初 心 運 転 者 講 習 通 知 手 数 料	円

- 備考 1 受講の種類欄は、該当する種類を○で囲むこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第14号（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日																								
香川県警察本部長 殿																								
住 所																								
氏 名																								
納 付 書																								
下記の金額を納付する。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>講習の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者講習 (75歳未満・一般)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>高齢者講習 (75歳以上・一般・2時間)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>高齢者講習 (75歳以上・一般・3時間)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>臨時高齢者講習(一般)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>高齢者講習 (75歳未満・小特)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>高齢者講習 (75歳以上・小特・2時間)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>高齢者講習 (75歳以上・小特・1時間)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>臨時高齢者講習(小特)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>チャレンジ講習</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>任意高齢者簡易講習</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>任意運転者講習</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	講習の種類	金額	高齢者講習 (75歳未満・一般)	円	高齢者講習 (75歳以上・一般・2時間)	円	高齢者講習 (75歳以上・一般・3時間)	円	臨時高齢者講習(一般)	円	高齢者講習 (75歳未満・小特)	円	高齢者講習 (75歳以上・小特・2時間)	円	高齢者講習 (75歳以上・小特・1時間)	円	臨時高齢者講習(小特)	円	チャレンジ講習	円	任意高齢者簡易講習	円	任意運転者講習	円
講習の種類	金額																							
高齢者講習 (75歳未満・一般)	円																							
高齢者講習 (75歳以上・一般・2時間)	円																							
高齢者講習 (75歳以上・一般・3時間)	円																							
臨時高齢者講習(一般)	円																							
高齢者講習 (75歳未満・小特)	円																							
高齢者講習 (75歳以上・小特・2時間)	円																							
高齢者講習 (75歳以上・小特・1時間)	円																							
臨時高齢者講習(小特)	円																							
チャレンジ講習	円																							
任意高齢者簡易講習	円																							
任意運転者講習	円																							

備考 1 手数料の区分欄は、該当する講習を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第14号（第2条関係）

証紙欄 7枚目	証紙欄 5枚目	証紙欄 3枚目	証紙欄 1枚目
証紙欄 8枚目	証紙欄 6枚目	証紙欄 4枚目	証紙欄 2枚目

年 月 日																				
香川県警察本部長 殿																				
住 所																				
氏 名																				
納 付 書																				
下記の金額を納付する。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料の区分</th> <th>講習受講手数料</th> <th>講習の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">手数料の区分</td> <td rowspan="7">講習受講手数料</td> <td>高齢者講習(一般)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>高齢者講習(認知機能検査に基づくもの)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>高齢者講習(小特)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>チャレンジ講習</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>任意高齢者簡易講習</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>任意運転者講習</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手数料の区分	講習受講手数料	講習の種類	金額	手数料の区分	講習受講手数料	高齢者講習(一般)	円	高齢者講習(認知機能検査に基づくもの)	円	高齢者講習(小特)	円	チャレンジ講習	円	任意高齢者簡易講習	円	任意運転者講習	円		
手数料の区分	講習受講手数料	講習の種類	金額																	
手数料の区分	講習受講手数料	高齢者講習(一般)	円																	
		高齢者講習(認知機能検査に基づくもの)	円																	
		高齢者講習(小特)	円																	
		チャレンジ講習	円																	
		任意高齢者簡易講習	円																	
		任意運転者講習	円																	

備考 1 手数料の区分欄は、該当する講習を○で囲むこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月12日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正前の香川県警察証紙収納事務取扱規程に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。